

## 生駒市都市計画下水道事業受益者負担金の徴収猶予及び減免取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和59年4月生駒市条例第16号。以下「条例」という。）第7条第3号及び生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和59年4月生駒市規則第8号。以下「規則」という。）第9条第3項に規定する猶予並びに条例第8条第2項第5号及び第6号の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一斉切替 一団の地域の污水管を一斉に公共下水道に切り替えることをいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽及び便所と連結して、し尿のみを処理し、放流するための設備又は施設をいう。
- (3) 集中浄化槽 複数戸数の污水を集合して、一括して処理する浄化槽をいう。
- (4) 用途の廃止 浄化槽又は集中浄化槽を撤去又は埋め戻すことをいう。

### (受益者負担金の徴収猶予)

第3条 条例第7条第3号に規定する「その他市長が特に徴収猶予の必要があると認められるとき」の取扱いについては、規則第9条第3項の別表第1第2項に係るものとして、駐車場や市民農園などとして他人に貸し付け、自由に宅地として土地利用ができないときは、その期間が満了するまで受益者負担金の徴収を100%猶予する。この場合において、受益者負担金の徴収猶予を受けようとする者は、徴収猶予を受けようとする土地について賃貸契約その他貸し付けていることが明らかとなる書類を提出しなければならない。

### (受益者負担金の減免)

第4条 条例第8条第2項第5号に規定する「事業のため金銭を提供した受益者」の取扱いについては、下水道法（昭和33年法律第7号）第16条の規定による承認を受けて受益者が工事を行った場合、受益者負担金から工事費を控除するものとし、工事費が受益者負担金より少額の場合は、その差額の受益者負担金を徴収するものとする。この場合において、受益者負担金の減免を受けようとする者は、当該工事に要した費用を明らかにするための契約書、領収書等の書類を添付しなければならない。

第5条 条例第8条第2項第6号に規定する「前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者」の取扱いに

については、次のとおりとする。

- (1) 一斉切替の地域において、供用開始時点で設置後15年以内の個別の浄化槽を供用開始後6ヵ月以内に用途の廃止を行い、排水設備工事を完了したときは、受益者負担金の額から4万円を限度として免除するものとする。この場合の排水設備工事の完了は、排水設備工事の工事完了届の提出日とする。この場合において、受益者負担金の減免を受けようとする者は、浄化槽廃止届及び浄化槽の設置された時期を明らかにする書類を提出しなければならない。
- (2) 一斉切替の地域において、その地域の受益者が自ら所有し、かつ、管理する供用開始時点で設置後15年以内の集中浄化槽を供用開始後6ヵ月以内に当該集中浄化槽の用途の廃止工事を完了したときは、1戸につき受益者負担金の額から4万円を限度として免除するものとする。この場合の用途の廃止工事の完了は、浄化槽用途廃止工事完了届（様式第1号）の提出日とする。この場合において、受益者負担金の減免を受けようとする者は、浄化槽廃止届及び工事写真等用途の廃止をしたことを明らかにする書類を提出しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

浄化槽用途廃止工事完了届

年 月 日

生駒市長 様

受益者 住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり集中浄化槽の用途の廃止工事が完了しましたので届け出ます。

記

1 集中浄化槽の所在

2 工事完了日

3 添付書類

用途の廃止をしたことを明らかにする工事写真

以上